

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に係る事務手続要項

（目的）

第1条 この要項は、京都市（以下「本市」という。）が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明（以下「当該証明」という。）を交付する際の、事務手続きを定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定創業支援等事業 産業競争力強化法第2条第33項に規定するもののうち、本市が経済産業大臣及び総務大臣から認定を受けた創業支援等事業計画に記載された事業をいう。
- (2) 特定創業支援等事業者 特定創業支援等事業を実施する者をいう。
- (3) 創業希望者等 産業競争力強化法第2条第31項第1号及び同項第2号、同項第3号、同項第4号に該当する「創業者」のうち、特定創業支援等事業による支援を受け、当該証明の交付を希望する者をいう。

（証明書の交付対象者）

第3条 当該証明の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の者
 - (2) 第2条第1項第1号に掲げる特定創業支援等事業により、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を全て習得するための支援を、原則4回以上かつ1ヶ月以上継続的に受けた者
 - (3) 当該創業予定又は既に開始している事業等が公の秩序又は風俗を害するおそれがないものであることが明らかな者
 - (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4項に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でない者
- 2 前項第1号に掲げる「創業を行おうとする者」とは、事業を営んでいない個人をいう。
- 3 第1項第1号に掲げる「創業後5年未満の者」とは、事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人をいう。

（当該証明の交付申請）

第4条 当該証明の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該証明に関する申請書（様式1。以下「申請書」という。）に別表に定める本人確認書類の写しを添えて、本市の受付窓口へ郵送又は持参し、市長に提出する。

- 2 申請の時点において創業している個人は、前項に定める申請書のほか、税務署に提出した開業届またはその写しを提出しなければならない。
- 3 申請の時点において創業している法人は、第1項に定める申請書のほか、税務署に提出した法人設立届出書またはその写しを提出しなければならない。
- 4 市長は、特定創業支援等事業者に対し、申請者に係る特定創業支援等事業の実施状況を照会することができる。

(当該証明の交付)

第5条 市長は、申請者の特定創業支援等事業の受講状況等の確認を行い、当該申請内容が第3条第1項各号の全てを満たすと認めたときは、申請者に証明を交付するものとする。

(事務手数料)

第6条 当該証明の交付に係る事務手数料は、徴収しないものとする。

(有効期間)

第7条 当該証明の有効期間は、次の各号に掲げるもののうち最も早い日付となる日を定めるものとする。

- (1) 認定創業支援等事業計画の計画期間終了日
- (2) 令和9年3月31日
- (3) 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届又は法人設立届出書に記載されている開業日（設立年月日）から5年を経過しない日

(関係書類の保管)

第8条 市長は、当該証明を交付したときは、交付日が属する年度最終日の翌日から5年間、次の各号に掲げる書類を保管するものとする。

- (1) 当該証明の写し
- (2) 本人確認書類
- (3) 特定創業支援等事業者より提供を受けた創業希望者等の情報

(事務)

第9条 当該証明の交付に係る事務は産業観光局スタートアップ・産学連携推進室にて行う。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、当該証明の交付に関し必要な事項はスタートアップ・産学連携推進室長が定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和3年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和3年10月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和7年3月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1つの提出で足りるもの	2つ以上の提出が必要なもの
(1)運転免許証 (2)運転経歴証明書 (3)マイナンバーカード (4)旅券 (5)身体障害者手帳 (6)精神障害者保健福祉手帳 (7)療育手帳 (8)在留カード (9)特別永住者証明書 (10)官公署から発行・発給された書類その他これらに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人識別事項（①氏名、②生年月日又は住所）が記載されているもの	(1)公的医療保険の被保険者証 (2)年金手帳 (3)児童扶養手当証書 (4)特別児童扶養手当証書 (5)官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、個人識別事項（①氏名、②生年月日又は住所）が記載されているもの

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項
の規定による証明に関する申請書

令和 年 月 日

京都市長 殿

住 所
電話番号
申請者氏名
(※法人の場合は代表者名)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間
2. 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地
・商号（屋号）

・本店所在地
3. 設立する会社の資本金の額 万円（会社の場合）
4. 事業の業種、内容
5. 事業の開始時期 令和 年 月 日

証明日 令和 年 月 日	京都市長	印
申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。		

有効期限 令和 年 月 日まで

(注) 会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。